

第21期福島県内水面漁場管理委員会
第3回委員会議事録

- 1 日 時 令和4年2月1日(火) 13時30分から15時00分まで
- 2 場 所 杉妻会館 3階 百合(福島市杉妻町3番45号)
- 3 出席者 (委員) 熊田純道(WEB参加)、猪俣昭夫、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、
松本秀夫、石井弓美子(WEB参加)、片山亜優、長渡真弓、
三木志津帆(WEB参加)
- (書記) 平田豊彦(水産課主幹)
村上利佳子(水産課主事)
- (県側) 水野拓治 水産課長(書記長)
佐藤太津真 水産課主任主査
石田敏則 水産事務所長(WEB参加)
山廻邊昭文 水産資源研究所長(WEB参加)
山本達也 内水面水産試験場長(WEB参加)
- 4 議 事 (1) 議案
議案第1号 令和4年度目標増殖量について
議案第2号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について
議案第3号 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について
議案第4号 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について
- (2) 報告事項
ア 漁業法第90条に基づく報告について
イ 福島県漁業調整規則の一部改正について
ウ 令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
- 5 会 議 (1)開会
平田書記 定刻となりましたので、只今より第21期第3回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
委員の出席状況を御報告いたします。
本日は委員全員の御出席をいただいております。
また、熊田委員、三木委員、石井委員の3名におかれましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づきましてインターネットでの御参加となっております。
よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2)会長挨拶
平田書記

開会にあたりまして、片山会長から御挨拶をお願いいたします。

片山会長

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。宮城大学の片山です。
本日は、コロナの感染拡大がこのように広がる中、御出席いただきましてありがとうございます。

近年の、新型コロナウイルス感染症のまん延等により、各県の移動の制限がかかるなど、他県からの遊漁者が減少し、遊漁承認証の販売が伸び悩むなど、各漁業協同組合も、たいへん御苦労な事があったと思います。

しかし、その中でも、今まで釣りをしなかった方が、遊漁者さらには漁業組合員へ加入するなど、新しい客層を取り込んだ例もあったと聞いております。レジャーとしての釣りに改めて注目されたことだと思います。

また、東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からまもなく 11 年が経過し、これまでの間、漁業者と県の連携のもと、放射性物質のモニタリング検査に取り組み、一部の魚種で出荷制限が残っておりますが、多くの河川・湖沼で遊漁が可能となっており、内水面漁業の復興が着実に進んでいると感じております。

さて、本日の委員会ですが、議案が 4 件、報告事項が 3 件ございます。

議案は、例年の目標増殖量及びコイヘルペスウイルス病に係る委員会指示に加え、漁業法等の改正に伴う当委員会規程の一部改正、及び漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正がでございます。

報告事項では、知事部局から、「漁業法第 90 条に基づく報告」と、「福島県漁業調整規則の一部改正について」及び、事務局から「令和 3 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について」の報告があります。

委員の皆様から活発な御意見を頂戴しながら、進めてまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

平田書記

片山会長、ありがとうございました。

(3)
議長選出
平田書記

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第 3 条第 1 項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いいたします。

片山会長、よろしくをお願いいたします。

(4)議事録
署名人の選出
片山会長

よろしくをお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思っております。

議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に熊田委員と坂内委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(5)議題
片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和4年度目標増殖量について」を議題といたします。

これは、当委員会が決定するものですので、詳細について事務局から説明をお願いします。また、併せて、関連しますので、報告事項ア「漁業法第90条に基づく報告について」知事部局から報告をお願いします。

水野水産課長

議長。水産課長。

片山会長

はい、水産課長お願いします。

水野水産課長

水産課長の水野でございます。

目標増殖量につきましては、当委員会で決定するものでございまして、事務局案として、書記長として説明させていただき、漁業法90条の報告につきましては、知事から報告するものということで、知事部局、水産課長として、二つの立場から併せて一括で説明させていただきます。

資料1ページ、「目標増殖量について」をご覧ください。

目標増殖量の概要について説明いたします。

(1) 漁業権とは、漁業法に基づき、行政庁(県)の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利と規定されております。県内の主な河川湖沼では、内水面漁業協同組合に対し第5種共同漁業権が免許されております。

(2) 免許の要件について、漁業法第168条により、第5種共同漁業権は、当該内水面において増殖する場合でなければ、免許してはならない旨が規定されているため、各漁業協同組合さんのほうには、増殖の義務が生じるという規定になってございます。

目標増殖量とは、増殖、すなわち放流しなければならない量を、漁業協同組合に示すものであり、この内水面漁場管理委員会が決定し、県報に登載して公表しております。

県は、設定いたしました目標増殖量の達成状況や、遊漁者や組合員の皆様による漁場の行使状況を毎年調査してございまして、漁業権漁場が適切に利活用されているかを把握するとともに、次の年の目標増殖量の検討を行ってまいりました。

資料の34ページをお開きください。国の海面利用制度等に関するガイドラインの抜粋でございしますが、一昨年、令和2年12月に施行されました改正漁業法によりまして、この34ページ、「第1 海面利用制度等の趣旨」に、記載がありますとおり、「透明性を確保したプロセス」と規定されてございます。これは、具体的には資料の39ページをお開きください。

39ページ、「2番 資源管理の状況等の報告」という部分でございますが、ここに記載のとおり、新たに漁業法第90条に、漁業協同組合から県への報告と、それを受けた県から内水面漁場管理委員会(当委員会)に対する報告が義務づけられております。

報告の内容につきましては、実際にこれまでも各漁業協同組合さんのほうに対して、目標増殖量の設定などに必要なため、県から提出を依頼していた、目標増殖量の達成状況や、遊漁者や組合の皆様による漁場の行使状況などがございます。従いまして、これまで、目標増殖量の設定のためにご覧いただいた資

料、これまでの資料というのが、資料の 26 ページをお開きください。報告事項のアの資料のとおり、知事から、貴委員会に対する報告として、別建てになったというものでございます。

そのため、今回の目標増殖量の設定以降につきましては、まず、資料 26 ページ以下によって、知事からの報告をさせていただきまして、引き続きまして、先ほどの 1 ページ以降の目標増殖量の設定についての事務局案を提示させていただきます。

資料の 27 ページをお開きください。

1. 概要、2. 根拠規定、3. 報告方法につきましては、ここまでの説明と重複しますので省略いたしまして、4. 報告結果について御説明いたします。

一昨年、令和 2 年度の第 5 種共同漁業権に関する報告でございます。

まず、(ア) 採捕者数、でございますが、これは資料の 29 ページをお開きください。別紙 1 といたしまして、漁場別の遊漁承認証の販売枚数を示してございます。免許番号の 1 から 8 のいわき市を除く浜通り河川や、阿武隈川では、これは令和 2 年度でございますので、遊漁が再開されておらず、実績なしとなっております。

27 ページに戻っていただきまして、(ア)の説明の部分でございますが、暖冬と新型コロナの影響により、減少したということが記載されております。

資料の 4 ページをお開きください。こちらは目標増殖量の資料でございますが、右側中段のグラフ、遊漁承認証の発行状況を累年の折れ線グラフにしたものですけれども、震災により、平成 23 年、大きく減った後、出荷制限の解除等が進むことによって徐々に回復してきた遊漁承認証の販売が、暖冬とコロナの影響によって、大きく減少したというのが令和 2 年ということでございます。

資料 27 ページにまたお戻りください。(イ)漁場別増殖実績につきまして御説明いたします。

具体的には、資料の 30 ページから 32 ページでございますが、漁業協同組合別・漁業権別の、どういう魚種を、何尾放流したか、達成出来なかった理由の詳細を示しております。

未達成の部分につきましては、事前に協議を受け、了解をいたしました原子力災害のほか、資料の 30 ページをご覧くださいまして、1 番上の真野川の内共第 1 号でございますが、ウナギの種苗不足。次の 31 ページをご覧ください。ふなの種苗不足によって未達成の記載がございます。うなぎ、ふなの種苗不足については、全県的な影響があった年でございました。

また、資料の 32 ページですが、この令和 2 年についての説明といたしましては、内共第 25 号、伊南川(南会津西部非出資漁業協同組合)ですが、伊南川の上流部の田代山の山体崩壊によりまして、アユの増殖が出来なかったという報告もいただいております。

資料の 26 ページをお開きください。

知事から貴委員会宛にいたしました報告の文書でございますが、改正漁業法により、県は、免許した漁業権漁場が適切かつ有効に活用されるよう、その活用状況を的確に把握し、貴委員会に報告する、とされております。

この 26 ページの報告におきましては、報告文のほうに記載したとおり、「原子力災害によって、やむを得ず未達成があるものの、概ね適切、有効な活用である。」というコメントを付けさせていただきました。

報告事項アについては以上でございます。

引き続き、令和4年度、来年度の目標増殖量の設定について、今までの報告事項アを踏まえまして御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、令和3年度まで、これまでの目標増殖量決定の経過について改めて御説明いたします。表の1番として、平成16年以降について整理してごさいます。

過去の大きな変更点といたしましては、平成19年度、漁業協同組合の経営の悪化を受けまして、全魚種の目標増殖量は、平成16年度までの70%とされました。

それから、平成22年度、震災直前でございますが、遊漁者の減少が顕著なアユにつきまして、それまでの50%とされました。

さらに、平成26年度は震災後ということがあり、大きく見直す状況ではないため、漁業権切替えに伴う調査に基づいた、限定的な見直しを行ったのみでございませう。

その後につきましては、直近ですと平成27年、28年は同じ数量で、平成29年度は伊北地区非出資漁業協同組合、それから平成31年度につきましては、南会津西部非出資漁業協同組合がうぐいの一部について、それまで種苗放流であったものを、産卵場(ませ場)造成に切替えたことのみの変更となっております。

さらに、令和2年につきましては、平成31年度の同数量です。令和3年、前回につきましては、西会津地区非出資漁業協同組合が、逆に、うぐいについて、産卵場(ませ場)造成から稚魚の放流への変更を行ったというのが、これまでの状況でございます。

資料の4ページをお開きください。

令和4年度の目標増殖量に係る検討資料をご覧ください。

まず、現状における、内水面漁業協同組合の状況についてですが、1番上、組合員数の推移ですが、右側上が図の1をご覧ください。

県内の内水面漁業協同組合の組合員数につきましては、ピークであった平成9年度以降年々減少が継続しました。震災が発生しました平成22年度には、15,000人を下回るというような状況、さらには令和2年には12,000人ほどまで減少してございませう。

次に、中段2番目の「遊漁承認証の販売実績」につきましては、先ほど御説明したとおり、震災で大きく減少した後、増加傾向でしたが、昨年については、大きく減少したというところでございます。

次に1番下「3 基本収入及び増殖経費」ですが、右側の図3で御説明いたします。基本収入というのは、漁業協同組合さんの賦課金、組合員の皆様からいただく行使料、それから、遊漁者からいただく遊漁料の合計でございます。

一方、増殖経費として、黒塗りで示してございませうのは、採捕ふ化費、種苗の購入費、放流にかかる経費、さらに、河川の管理費の合計としております。

震災により多くの漁業協同組合で増殖事業、それから遊漁承認証の販売が制限されたことから、基本収入・増殖経費とも、大きく減少し、平成24年度以降については、基本収入が増殖経費を下回っているという状況でございます。

それでは、資料の2ページに戻っていただきまして下側、2番目として、令和4年度の目標増殖量の事務局案について御説明いたします。

今ほど説明したとおり、漁業協同組合の組合員数の減少、それから県内の遊漁承認証販売の減少、加えまして資料の3ページをご覧くださいまして、原子

力災害の影響については、令和4年の現在においても浜通りの一部で避難指示が出されているほか、一部の河川によってはヤマメ・イワナの出荷制限が継続しております。

また、新型コロナウイルス感染症も収束せず、遊漁者の入込減少の影響で、漁業協同組合さんの経営が厳しい状況が多い状況と考えられます。

しかしながら、遊漁者の数の回復が十分でない中、目標増殖量を削減することは、更なる組合員、遊漁者の減少を招き、内水面の遊漁の更なる衰退につながることから、令和4年度目標増殖量については、令和3年度(今年度)と同様の数量といたしまして、今後の経過を注視していくことを事務局として提案いたします。

資料の5ページをお開きください。

各漁業協同組合さんに対する通知文の案を示しております。3段落目、高い目標増殖を設定したということもございまして、なお以下については、漁業権の行使が制限されている実情を鑑みて、「目標増殖量の達成が困難な場合には、県と協議した上で、対応されますようお願いいたします」と記載してございますが、目標増殖量の運用に当たりましては、県といたしまして弾力的な対応をすることを、各漁業協同組合さんに通知しているということでございます。

次の資料6ページをご覧ください。

これが、令和3年度と同じ数字になっております令和4年度の目標増殖量の案でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

片山会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問御意見等ありましたら、御発言お願いいたします。

中沢委員

はい。

片山会長

はい。中沢委員どうぞ。

中沢委員

中沢でございます。今日は、よろしくお願ひします。

ただいま説明ありましたが、私は、阿武隈川漁業協同組合に在籍しております。阿武隈川では、原子力災害はもとより、令和元年の台風19号で、阿武隈川本川では全川にわたって、最高の出水となったわけで、現在、阿武隈川では災害に対する緊急プロジェクトということで、いろいろなところで河川工事をやっております。私も、今、緊急プロジェクトの事業管理ということで、こういった事業に関わっておりますが、やはり阿武隈川の最大の課題としましては、先ほど説明あったように、原子力災害のほかにも、今、河川の工事もやっている、そういった状況にありまして、原子力災害以前より組合員数が大幅に減少しました。先日、漁業協同組合の事務局に行ってきましたが、組合員の減少によって、目標増殖量を達成するための財源が確保出来ないということで、漁業協同組合自体の存続についてもやはり大きな課題を残しているというような話がありました。

5ページで説明あったように、達成が非常に苦しいということも聞いておりますので、是非ともですね、漁業協同組合のほうと協議していただきたい

す。やはりこういった放流が出来ないと、川自体の資源の枯渇にも関わる問題、そういったことにもつながる可能性がありますし、また、放流が少ないと、やはり川自体の魅力がなくなってくるということは、当然、組合員の減少というのが更に加速していく可能性もあるので、ぜひともそのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

片山会長

はい。ありがとうございます。
水産課長、お願ひいたします。

水野水産課長

今ほど、中沢委員から阿武隈川漁業協同組合の状況についてお話をいただきました。

阿武隈川漁業協同組合さんについては、震災後 11 年を経て、今年度、去年の春から遊漁を再開されたばかりです。そのため、増殖も 10 年以上休まれたということで、状況の激変があったことは十分承知してございます。

さらに、令和元年の台風 19 号の影響で河川工事とか、そういう悪い状況が重なっている中でございますので、昨年設定した今年度の目標増殖量につきましても、当然、そういう状況を鑑みた対応ということで、努力していただきたいということにはなりますが、未達成の事情はやむを得ないものと県として判断しなければならないと思ひます。

来年以降につきましても、今回、阿武隈川漁業協同組合さんにどれくらい遊漁者の入込があったか、また、震災後、組合員の資格審査についても、河川の漁業権を行使できないということで、10 年以上休んでいらっしやいましたが、今回の遊漁の再開で、どのくらいの組合員数になったか、出てくるかと思ひますので、阿武隈川漁業協同組合の事務局さんから情報をいただきながら、県としても検討してまいりたいと思ひます。

目標については、中沢委員から放流をやめてしまってはだめだと、お話があったとおり、高い目標を維持したまま、やむを得ない事情については勘案した運用をしていくということで、御了解いただきたいと思ひます。

片山会長

ありがとうございます。
ほかに御質問御意見等ありますでしょうか。

各委員

(なし)

片山会長

ほかに御質問等ないようですので、議案第 1 号「令和 4 年度目標増殖量について」を御諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

各委員

全員挙手 (WEB 参加の熊田委員、石井委員、三木委員も挙手)

片山会長

全員の賛成を確認いたしましたので、全会一致で、議案第 1 号「令和 4 年度目標増殖量について」を原案のとおり決定いたします。

なお、本決定につきましては、県報に告示するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくお願ひいたします。

片山会長 続きます。議案第2号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を議題といたします。

水野書記長 協議に入る前に詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

片山会長 議長。内水面漁場管理委員会、書記長。

水野書記長 内水面漁場管理委員会書記長お願いいたします。

水野書記長 議案第2号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」御説明いたします。なお、以下コイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。

資料7ページをご覧ください。

KHV病はコイだけに感染し死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。

全国及び県内におけるKHV病の発生状況ですが、図1に全国の発生状況を示しております。平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年に910件とピークとなっております。その後の発生件数は減少傾向で、令和2年には15件となっております。県内の発生状況につきましては、図2に示しております。本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会は、阿武隈川本支流についてコイの持ち出しの禁止、公共水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示を発動し、現在まで継続しております。その後、県内における発生件数は、平成17年をピークに減少し、平成21年以降、平成30年に1件確認されましたが、それ以外の発生は見られておりません。

次に、コイの内水面養殖業の収穫量についてですが、図3をご覧ください。平成14年から令和2年までの、コイの全国と本県の内水面養殖収穫量でございます。福島県は現状においては、茨城県に次ぐ全国有数のコイの養殖県でございます。

4「既発生水域について」ですが、国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置づけておりまして、福島県では阿武隈川水系を既発生水域に指定しております。

事務局といたしましては、引き続きまん延防止のため、コイヘルペスウイルスに関する委員会指示の継続が必要であると考えております。

資料8ページをご覧ください。

指示の内容といたしましては、1. 指定水域からの持ち出しの禁止、2. 放流の制限、3. 遺棄の禁止、4. 試験研究からの適用除外という内容となっております。指示の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を考えております。

1. 持ち出しの禁止については、(二)に「委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。」とありますが、持ち出しの禁止に関する水域を本委員会が決めて、公表するというものです。

これについては、指示の発動と同時に、内水面漁場管理委員会の告示の案ですが、従来通り阿武隈川本流及び支流を指定することとしております。新たな水域においてKHV病が発生するなど、緊急に水域の指定が必要になった場合については、迅速な対応ができるよう水域の指定の追加につきましては、片山

会長に御一任くださるよう、併せてお願いいたします。

なお、指示の内容及び指定水域の継続につきましては、本委員会に諮ることを阿武隈川の漁業権者である阿武隈川漁業協同組合及び鯉養殖の生産者の組合である県南鯉養殖漁業協同組合に事前に通知をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして御質問御意見等ありますでしょうか。

各委員

(なし)

片山会長

御質問がないということなので、議案第2号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」をお諮りいたします。

ただいま事務局から説明していただいたとおり、委員会指示を1年間延長して発動することに賛成の方の挙手を求めます。

各委員

全員挙手 (WEB参加の熊田委員、石井委員、三木委員も挙手)

片山会長

全員の賛成を確認いたしました。よって全会一致ですので、議案第2号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を原案のとおり決定いたしました。

本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することといたします。

また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思いますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の専決事項として扱うこととしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

なお、新たに水域が指定された場合は、委員会でご報告いたします。

片山会長

続きまして議案第3号「福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

水野書記長

議長、内水面漁場管理委員会、書記長。

片山会長

内水面漁場管理委員会、書記長お願いいたします。

水野書記長

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について御説明いたします。

資料は9ページをご覧ください。

本規程は、委員会の会議その他委員会の運営について必要な事項を定めている規程でございます。

今回の改正の趣旨ですが、漁業法施行令が令和2年12月1日に改正施行されたことに伴って、関係部分を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、施行令の改正による、条ずれ、施行令の条の番

号がずれたことに伴って、生じた参照箇所について改正するものでございます。

資料の 10 ページに新旧対照表をお示ししております。左側が改正案でございますけれども、条ずれの部分を修正しております。

資料 9 ページにお戻りください。

施行日は、今回決議いただいた後、県報に登載して公布する日を施行日とします。

今回、付帯決議として、県報登載に当たりまして、文書法規の関係で字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任していただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問御意見等はありませんか。

各委員

(なし)

片山会長

御質問等ないようなので、採決に移りたいと思います。

それでは採決いたします。

議案第 3 号「福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について」、承認することについて、また、付帯決議として軽微な修正は事務局に一任することについて、賛成の委員の方、挙手をお願いします。

各委員

全員挙手 (WEB 参加の熊田委員、石井委員、三木委員も挙手)

片山会長

全員の賛成が確認できましたので、全員賛成ということで、議案第 3 号は原案の通り承認されました。

続きまして、議案第 4 号「漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明お願いいたします。

水野書記長

議長。内水面漁場管理委員会、書記長。

片山会長

内水面漁場管理委員会書記長、お願いいたします。

水野書記長

「漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」御説明いたします。

資料は、16 ページをご覧ください。

本規程は、漁業法に基づく意見の聴取に関する手続を定めるものでございます。

今回の改正ですが、先ほどの議案第 3 号と同じく漁業法施行令が令和 2 年 12 月 1 日に施行されたことに伴い、関係部分を改めるものでございます。

改正の内容ですが、施行令の条ずれが生じた箇所の改正を行うとともに、水産庁が発出した「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程例」を踏まえ、文言を整理するものでございまして、内容の変更はありません。

改正の一例として、17 ページをお開きいただいて、第一条の部分ですが、条ずれの修正と、7行目、「14 項で」とあるものを、「14 項において」に変える等、規定における言葉の変更というような中身でございまして、内容の変更ではございません。

施行期日につきましては、県報に登載して公布した日からの施行といたします。

付帯決議として、県報登載に当たって、文書法規関係の字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任していただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問ありますでしょうか。

各委員

(なし)

片山会長

御質問等ないので、それでは採決に移ります。

議案第4号「漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」について、承認することについて、また、付帯決議として軽微な修正は事務局に一任することについて、賛成の委員の方は、挙手をお願いします。

各委員

全員挙手（WEB参加の熊田委員、石井委員、三木委員も挙手）

片山会長

全員の賛成が確認できましたので、全員賛成ということで、議案第4号は原案の通り承認されました。

それでは、引き続きまして、報告事項に移ります。

今回は、3件の報告事項がありますが、報告事項ア「漁業法第90条に基づく報告について」は、先ほど、説明がありましたので、次の、報告事項イ「福島県漁業調整規則の一部改正について」を、知事部局より報告お願いいたします。

水野水産課長

議長、水産課長。

片山会長

はい。水産課長、お願いします。

水野水産課長

報告事項のイ「福島県漁業調整規則の一部改正について」御説明いたします。

資料の51ページをお開きください。

この漁業調整規則の改正につきましては、令和3年7月30日に開催いたしました第21期第2回委員会で御説明いたしました、サケの保護のための海面における刺し網の禁止に関する改正でございます。

貴委員会に御説明した後、福島海区漁業調整委員会に諮問、答申を受けまして、国の変更認可を受け、昨年令和3年9月14日付けで改正、公布いたしました。

資料の52ページが県報でございます。次の53ページ右上の部分、改正の附

則により、令和3年10月15日に施行されておりまして、これにより昨年の海の漁期より、この変更により禁止となっております。

一昨年、令和2年12月の漁業法改正によりまして、福島県においては、海面の調整規則と内水面の調整規則が一本の規則になったということで、両方に係る調整規則ですので、海面の内容でございますが、ここで一部改正になったということをご報告させていただきました。

説明は以上でございます。

片山会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問御意見ありますでしょうか。

各委員 (なし)

片山会長 御質問御意見ないようですので、ただいまの報告については、御承知お願いいたします。

続きまして、報告事項ウ「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」事務局より報告をお願いいたします。

村上書記 議長。内水面漁場管理委員会、書記。

片山会長 内水面漁場管理委員会、書記。お願いいたします。

村上書記 報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について」御説明いたします。

ブロック協議会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分け、各ブロック内の内水面漁場に係る利用のあり方、当面する諸問題について、相互の情報交換等の協議を目的とした会議です。

本県内水面漁場管理委員会は、北海道・東北地区、関東地区の13都道県で構成されている、東日本ブロック協議会に属しております。

協議会は、各ブロックごとに、毎年秋頃に、幹事県で協議会を開催しております。東日本ブロック協議会は、昨今の、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度、令和3年度とも、書面開催となりました。

資料94ページをご覧ください。

今年の幹事県の東京都内水面漁場管理委員会から、令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催についての通知文がありました。

協議会の議案は3件で、第1号議案「令和4年度提案項目(案)について」、第2号議案「ブロック内照会・協議事項について」、第3号議案「次回開催県について」です。それぞれの内容について御説明します。

まず、第1号議案「令和4年度提案項目(案)について」です。

令和4年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が、「令和3年度第1回漁場管理対策検討会」でとりまとめられました。その提案書作成に係る提案内容の検討及びアンケート調査の実施について、全国内水面漁場管理委員会連合会より、依頼がありました。このうち、イ及びウの提案項目(案)については、今年度(令和3年度)に引き続き、7項目の提案項目がありました。

具体的には、1. 外来魚対策について、2. 魚病対策について、3. 鳥類等による食害対策について、4. 河川湖沼環境の保全及び啓発について、5. 放射性物質による汚染対策について、6. ウナギの資源回復について、7. 内水面漁場管理委員会制度の堅持について、です。

このことについて、昨年 10 月に、本県内水面漁場管理委員会事務局より、提案項目素案の追加・修正の提案について、各委員の皆様にご意見を伺いました。また、この素案に関するアンケートについては、各内水面漁業協同組合に照会をいたしました。

意見照会の結果、各委員の皆様、各漁業協同組合からも、意見がなく、また、アンケート結果については、本県内水面漁業をとりまく問題を網羅されていることから、意見なし、との事務局案を作成しました。

資料の 90 ページをご覧ください。

本県から、幹事県の東京都内水面漁場管理委員会に提出した書面表決書です。

事務局で作成した事務局案を内水面漁場管理委員会に協議をするところですが、意見照会が示され、回答するまでの期間に、内水面漁場管理委員会の開催は困難であったことから、会長専決により対応することで調整を行い、「承認」の表決を提出いたしました。

令和 4 年度提案項目の取りまとめの今後のスケジュールといたしましては、本年 3 月に開催予定の「漁場管理対策検討会」で提案書（案）が策定され、役員会で審議されたのち、令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会通常総会に議案として提出される予定です。通常総会は、本年 5 月開催予定です。通常総会において提案書案を議決した後で 6 月又は 7 月に各省庁への提案行動が実施される予定です。

次に、第 2 号議案「ブロック内照会・協議事項について」も、第 1 号議案と同様で、各委員・各漁業協同組合とも、意見なしとの事で会長専決により対応することで調整を行い、「承認」の表決を提出いたしました。

次に、議案第 3 号「次回の令和 4 年度の東日本ブロック協議会の開催県について」です。

資料の 93 ページをご覧ください。

平成 29 年からの開催県についてお示しております。協議会の開催県については、東日本ブロックに統合される前の、旧北海道・東北地区ブロック 7 県と、旧関東地区ブロック 6 県で交互に開催され、輪番制となっております。

令和 2 年度の欄をご覧ください。令和 2 年度の開催県（幹事県）は東京都でした。新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催となりました。このことから、令和 3 年度開催県について審議があり、その結果、令和 3 年度も東京都開催の議決となり、2 年連続で幹事を行いました。令和 4 年度、来年度の東日本ブロック協議会開催予定県は、輪番制により福島県となっております。

資料の 89 ページをご覧ください。東京都内水面漁場管理委員会から、令和 3 年度の東日本ブロック協議会表決結果の通知がありました。表決結果につきまして、議案第 1 号、2 号、3 号のすべての議案について、東日本ブロック全 13 県の承認がありました。

議案第 1 号、2 号については、先ほど御説明した令和 4 年度提案項目の取りまとめスケジュールにより、提案行動が実施されることとなり、議案第 3 号の次回開催県については、令和 4 年度東日本ブロック協議会は、福島県で開催されることとなりました。このことについて、連絡事項等があった場合には、委員

の皆様は逐次、報告いたします。

以上で、報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」の報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

各委員

(なし)

片山会長

質問がないようですので、以上でご案内しておりました議事は全て終了いたしました。

そのほか、何かございますでしょうか。

中沢委員

はい。その他ということ、一つお話ししたいですが、資料 50 ページの「増殖及び漁場生産力の発展に関する計画例」の第 2. 漁場生産力の発展に関する計画の目標及び方法の項目例に、新規組合員を確保するため、ホームページで広く募集をかけるとか、将来の組合員や遊漁者の増加に繋がるよう、こどもを対象に釣り教室等を実施し川に親しむ機会を作るとか、まさに先ほど私が発言した阿武隈川漁業協同組合で抱えている組合員数の減少が、ここにも書いてあるということは、やはり他の漁業協同組合でも似たような状況にあるのかな、というように読み取ったんですが、昨年、第 2 回の委員会で、会津地方の漁業協同組合が、遊漁承認証の販売をインターネットで行うとの報告(遊漁規則の変更認可)があったと思います。また、今年、阿武隈川では白河のほうで非常にアユが豊富で、関東圏からたくさん遊漁者が来ました。これは、釣りに来ていた人の SNS でアユが豊富だという情報が伝わって、遊漁者の増加に繋がったという話を聞きました。そこで、何かそういった取組の事例を各漁業協同組合に情報発信していただければと思います。立派な SNS とかそういったところは難しいかと思いますが、やはり身の丈に合った何らかの対策を進められれば良いと感じましたので、そういった情報発信をお願いしたいと思います。

片山会長

水産課長、お願いいたします。

水野水産課長

資料 50 ページの説明を今回行いませんでしたが、漁場を有効かつ適切に使っていく上での新しい仕組みとして、免許を受けた漁業協同組合が、発展計画を作っていくというようなことが規定されております。ですから、今回第 5 種漁業権を免許されている各漁業協同組合さんには、こういう計画を作って、総会での決定を受けて、提出いただくようになっております。

ただ今、中沢委員から御説明ありましたが、この 2. 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法についての項目例ですが、これは、水産庁ないし都道府県が全国で優良事例として取組があったものについて、例示として書いたものでございます。

今回は、初回でこういうものを作っていただくという例として、国のガイドラインに添付されていたものを提供させていただきましたが、実際に遊漁承認証のインターネット販売に取り組んでいるところは、どんどん計画を書いている

ただいて、新たな取組をやる意気込みということで、書いていただくのは非常にありがたいと思います。

また、情報の発信が大事だという中沢委員のお話についても、漁業協同組合さんと情報を共有しながら、どうやってお客さんを集めることに繋げていくかということについて考えてまいりたいと思いますので、今後もこういう参考になる御意見を委員会で出していただけますよう、よろしくお願いいたします。

片山会長

私からですが、先ほどの遊漁承認証のインターネット販売の実績については、今取りまとめていらっしゃるということですよ。

水野水産課長

令和3年分の新たな取組につきましては、今年度が終わっての総会が3月なり6月なりに終わった時点以降に、報告をいただくので、どのようにインターネット販売等新しい取組の効果が上がったかについては御報告いただけるものと考えてございます。

また、併せて、現在漁業権の切替えの手続きをしております、今年度は会津方部、令和4年4月以降に中通り浜通りの各漁業協同組合を回らせていただきますが、そこでも漁業協同組合の状況や、インターネット販売の成果等々について伺えると思っております。

追加でございますが、遊漁承認証のインターネット販売にあっては遊漁規則を変更する必要がありますが、インターネット販売についての新たな取組については、その後も取り入れたいという漁業協同組合さんがあったということで、次回の委員会では遊漁規則の変更を議題とすることで調整していくと聞いておりますので、インターネット販売の取組の拡大が進むと承知しております。

片山会長

ありがとうございます。
そのほか何かございますでしょうか。

各委員

(なし)

片山会長

ないようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきたいと思っております。
御協力ありがとうございました。

(6)閉会
平田書記

長時間にわたりまして御審議も含めてありがとうございました。
以上をもちまして第21期第3回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和4年2月28日

会 長 片山 亜優 

議事録署名人 熊田 純道 

議事録署名人 坂内 由夫 

